

様式第30号(第11条関係)

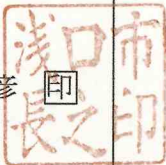
浅口市告示第106号

公 告

次の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明なので、
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、公告の書類は、生活環境部税務課で保管しているので、申し出てくだされば交付
します。

浅口市長 栗 山 康 彦



令和8年7月28日

送達すべき書類	年度	氏名・名称	備考
	期別		
地方税法第329条に 基づく書類	令和7	NGUYEN BA THAO	
	4期		
地方税法第371条に 基づく書類	令和8	阿部 禮子(阿部 浩 分)	
	1期		
地方税法第371条に 基づく書類	令和8	株式会社 ジェイシス	
	1期		
地方税法第458条に 基づく書類	令和8	渡辺 上総	浅口市A・523
	1期		